
第5回大田原市財政健全化検証委員会 会議録

日 時 令和5年8月2日(水) 開会 午前10時
閉会 午前11時50分

場 所 大田原市役所本庁舎 403会議室

出席委員 中村祐司氏(委員長)、田島二三夫氏、村田 稔氏
※欠席：佐藤行正委員

事務局 益子経営管理部長、篠崎財政課長、飯塚総務法規係長、菅谷財政係長、
総務課西海主査

協議事項

- (1) 検証対象事業(施設の指定管理料)の指摘、提案等について
- (2) 本市が出資している法人等(次回の検証対象)の検証方法について

その他 第6回委員会 令和5年10月12日(木) 午後1時30分から

発言要旨 別紙のとおり

発言要旨

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 検証対象事業（施設の指定管理料）の指摘、提案等について

- ① 大田原市立図書館指定管理料
- ② 五峰の湯及びやすらぎの湯指定管理料
- ③ 那須野が原ハーモニーホール指定管理料
- ④ 屋内温水プール、黒羽中学校屋内温水プール指定管理料
- ⑤ 子ども未来館指定管理料
- ⑥ 火葬場指定管理料

（事務局説明要旨）

指定管理料の検証に当たっては、これまで検証を行った事業費補助金、団体運営費等補助金のように「継続」、「減額・改善」、「廃止」等の方向性については協議を行わず、各委員から自由意見という扱いで指定管理全般に関する指摘、提案等をいただきたいと思えます。

※事前質問及び回答は別紙のとおり

（事業検証）

No.1 大田原市立図書館指定管理料

（指摘、提案等）

- ・事業報告書中、令和3年度と令和4年度の比較において、1日当たり平均利用者数、1日当たり平均貸出冊数ともに若干減少している。この件について事業計画書において抽象的な表現に留まり、具体策に触れられていない。
- ・令和4年度収支計算書において、総支出金額121,090千円に占める人件費71,457千円(59%)の割合が高い。これは25名の人件費であるが、民間の人員の人件費との比較が望まれる。
- ・大田原図書館、黒羽図書館、湯津上図書室の3館を並立させるのではなく、大田原図書館を中核とした分館化のような形で、合理的な運用をすることが必要ではないか。
- ・図書館の休館日を増やすことで、人件費の支出が抑えられ、指定管理料の削減につながるのではないか。
- ・図書館運営を支えるスタッフ（職員）の過重負担の軽減に努めてほしい。その関連でいえば、スタッフの報酬面での増額があってもいいのではないか。
- ・図書館の運営に指定管理者制度を導入してから1社しか応募がない状況を鑑み、指定管理料に関し、他市町と比較検討することが必要ではないか。

No.2 五峰の湯及びやすらぎの湯指定管理料

(指摘、提案等)

- ・湯津上温泉やすらぎの湯について、コストをできるだけ掛けない形での、廃止後の温泉施設の有効活用のあり方を現段階から検討すべきである。
- ・各施設の使用料が市の歳入となっており、市の指定管理料は指定管理者の施設の管理に要する支出の補助となっている。従って支出に関する適正性の検証が必要になるが、これが行われている形跡がない。指定管理者評価チェックシートにおいても支出に関する適正性の検証のチェック項目がない。
- ・施設自体を廃止ではなく、民間に譲渡するなどして市の直営を廃止したらどうか。
- ・使用料を値上げして、その分を温泉施設のリニューアルに使用することで入湯者数の増加につながるのではないか。

No.3 那須野が原ハーモニーホール指定管理料

(指摘、提案等)

- ・子供と一緒に入れるとかそういったところを最重要視して、高額な演奏料がかかる事業というよりも草の根的な活動が良いのではないか。
- ・令和4年度収支決算報告における自主事業負担金収入（自主事業に係る両市負担金）20,891千円、人件費補助金収入64,655千円は、収支相償となる指定管理料の決定に当たり大きな要素となっており、両収入の根拠を明確にする必要がある。
- ・実施事業の入場者の率が低いので、その辺りの工夫が必要ではないか。
- ・パイプオルガンをもっとPRした方がいいのではないか。年間スケジュールを見てもパイプオルガンはそこまで活用されていないと思う。

No.4 屋内温水プール、黒羽中学校屋内温水プール指定管理料

(指摘、提案等)

- ・指定管理料の決定に際し、指定管理者の支出の適正性の検証が必要となるが、これが行われている形跡がない。指定管理者評価チェックシートにおいても支出に関する適正性の検証のチェック項目がない。
- ・両施設とも利用料金が大人1回400円となっているが、施設の状況からみると屋内温水プールの方が充実している。そのため、屋内温水プールの利用料金を100円値上げしてもいいのではないか。
- ・指定管理料は年間1億円を超えており、合併後も2施設体制を維持すべきか否か今後検討を要する。

No.5 子ども未来館指定管理料

(指摘、提案等)

- ・指定管理料が指定管理者の支出の補助となっている。従って支出に関する適正性の検証が必要になるが、これが行われている形跡がない。指定管理者評価チェックシートにおいても支出に関する適正性の検証のチェック項目がない。
- ・トコトコ大田原の土地、建物の所有者は市、株式会社まちづくりカンパニー等の共有持分となっている。株式会社まちづくりカンパニーの代表者は市役所OBでもある。以上の関係からガバナンスの効いた指定管理料の設定を願いたい。
- ・子ども未来館の入場料について市内、市外で50円違うなどの差別化をしたらどうか。

No.6 火葬場指定管理料

(指摘、提案等)

- ・施設が老朽化する中で、早期発見、早期修繕に掛かる経費の確保が大切である。
- ・指定管理料が指定管理者の支出の補助となっている。従って支出に関する適正性の検証が必要になるが、これが行われている形跡がない。指定管理者評価チェックシートにおいても支出に関する適正性の検証のチェック項目がない。
- ・利用者の個人情報(死因、遺族に関する情報等)の管理を指定管理者に任せきりにせず、市が適切に管理すべき。

(2) 市が出資している5法人の経営状況等(次回の検証対象)の検証方法について
出資法人の検証方法は、今回検証した指定管理料と同じように決算資料等を基に指摘、提案等をいただく。これらの指摘、提案等については、今後の業務改善に生かせるよう取り扱うこととし、答申書に箇条書きで記載することを予定している。

4 その他

第6回検証委員会は、令和5年10月12日(木)午後1時30分から開催する。
内容は、市が出資している5法人の経営状況等についての検証を行う。

5 閉会

(事前質問及び回答)

No.1 大田原市立図書館指定管理料	
質問	回答
各館の蔵書数に差があるとしても、大田原図書館の1日当たりの「図書館貸出数」が突出して多い要因は何か。	<p>旧大田原市、旧黒羽町、旧湯津上村の人口規模によるものと考えられます。また、大田原図書館は中心市街地の複合施設の一部であることから、黒羽図書館や湯津上図書室に比べて入館者数が多く、比例して貸出数も多くなるものと考えます。</p> <p>なお、入館者1人当たりの貸出数で分析しますと、大田原は1.7冊、黒羽は2.0冊、湯津上は0.7冊となり、黒羽図書館が多くなります。</p>
指定管理者の選定は公募とのことですが、株式会社図書館流通センター以外からの応募があったのか。	平成22年度の指定管理者制度導入時、平成27年度及び令和2年度の更新時に募集を行いましたがいずれも株式会社図書館流通センター以外の応募はありませんでした。
市内で3館体制をとることのメリット・デメリットを教えてください。	<p>どの地域にお住まいの方にも、公平に社会教育の機会を提供できることが、3館体制の最大のメリットと考えています。</p> <p>また、利便性を高めるため大田原図書館と黒羽図書館の休館日を別日に設定しています。</p> <p>デメリットとしては、利用者が少ない館でも施設や資料を整備することによる費用対効果の難しさが挙げられます。</p>

No.2 五峰の湯及びやすらぎの湯指定管理料	
質問	回答
湯けむりふれあいの丘、キャビン・キャンプ場の利用者増加に向けた課題として何が挙げられるか。	<p>キャビンについては、施設の老朽化や立地の問題が考えられます。他方、キャンプ場は、限られた利用面積ではありますが、1年を通してある程度の利用がありますので、ターゲット層を絞ったPRや誘客施策が必要であると考えています。</p> <p>なお、大田原市公共施設個別施設計画において、湯津上温泉やすらぎの湯は湯量が減少していることから、枯渇時点又は令和8年度で廃止する方針となっていますので、温泉施設を含め、ふれあいの丘全体をどう活用する</p>

	か検討する必要があります。
市ホームページ以外の広報・宣伝方法について、具体的に教えてほしい。	新聞、タウン雑誌への施設紹介やパンフレット配布、各種スタンプラリーへの協力、ラジオ放送での宣伝PR等を行っています。
令和4年度の収支としては、指定管理料118百万円の支出に対して、収入は52百万円(入館料と入湯税)である。実負担は66百万円と理解していいか。	指定管理者との協定により、修繕費が50万円以上の場合は市が負担し、50万円未満の場合は指定管理者が負担することになります。 協定に基づき、市が負担した温泉施設の修繕費は2件193万円ありましたので、実負担は約68百万円となります。

No.3 那須野が原ハーモニーホール指定管理料	
質問	回答
「自主事業開催時のアンケート実施及び住民のニーズの把握に努めた。」とあるが、アンケートで分かった「住民のニーズ」とは具体的にどのような内容であったのか。	アンケートに記載された内容は次のとおりです。 ・音響が良いホールなので、もっとクラシック公演をしてほしい。 ・年に1回でもいいから、プロのオーケストラ公演をしてほしい。 ・手ごろな料金で生演奏が聴けるのがうれしい。 ・もう少しなじみのある曲目にしてほしい。 ・子ども(未就学児)と一緒に入れるコンサートがたくさんあるといい。 ・素人にもわかりやすい演目で、生のハーモニーを聴きたい。

No.4 屋内温水プール、黒羽中学校屋内温水プール指定管理料	
質問	回答
屋内温水プールについて、「光熱水費」と「燃料費」の内訳を知りたい。	屋内温水プールの光熱水費(22,270,680円)の内訳は、電気料金が16,650,420円、水道料金が5,600,330円、ガス料金が19,930円です。燃料費(10,006,920円)の内訳は、全て灯油代です。 黒羽中学校屋内温水プールの光熱水費(27,617,618円)の内訳は、電気料金が26,620,490円、水道料金が997,128円です。燃料費(31,137円)の内訳は、全て冬季更衣室暖房用の灯油代です。

<p>コロナ前(平成30年、令和元年)の2つのプールの利用者数を教えてほしい。</p>	<p>屋内温水プールの平成30年度の利用者は52,244人、令和元年度の利用者数は48,644人です。</p> <p>黒羽中学校屋内温水プールの平成30年度の利用者は19,801人、令和元年度の利用者数は18,578人です。</p>
---	--

No.5 子ども未来館指定管理料	
質問	回答
<p>施設の光熱水費と燃料費は、どの項目に入っているのか。また、その金額を知りたい。</p> <p>関連して「電力デマンド監視システム」について教えてほしい。</p>	<p>複合施設であるトコトコ大田原内の公共施設（子ども未来館・市民交流センター・大田原図書館）に係る電気料金、水道料金は、商工観光課が一括して支出していますので、指定管理者の支出はありません。</p> <p>電力デマンド監視システムとは、24時間連続して最大需要電力（デマンド値）を予測し、設定した目標値を超過しそうになると警報を発信するシステムです。</p>
<p>トコトコ大田原という施設（建物）はどのような施設なのかを教えてほしい。</p>	<p>トコトコ大田原は、中心市街地の活性化を目的として平成25年に完成した複合施設です。1階が商業施設（民間）、2階が子どもの遊戯施設等（市）、3階が会議室等（市）、4階が図書館（市）、5階～7階が分譲住宅（民間）となります。</p>

No.6 火葬場指定管理料	
質問	回答
<p>「利用者ニーズの把握に努め、苦情、要望等を月ごとに集計し翌月末までに市に報告します。」とあるが、その内容を教えてほしい。</p> <p>また、過去に指定管理者との協議が生じたケースはあったのか。あったとすればその内容は何か。</p>	<p>ニーズの把握につきましては、ご意見投入箱や従業員に直接寄せられた要望等を月ごとに報告させています。具体的な要望等の内容としましては、コロナ禍で設置した体温測定器の不具合や売店再開の要望、膝掛けを貸与して欲しいなどです。</p> <p>協議につきましては、直近ではコロナ対策による待合室の利用人数等の制限、飲食の可否、消毒作業のほか、燃料や電気料の高騰による指定管理料の増額、施設・設備の修繕、植栽等の管理についても細やかに協議を行っています。</p>
<p>「閑散繁忙に合わせた出勤で柔軟に対応する。」とあるが、具体的に1年のうち、どの時期が閑散、繁忙なのか。</p>	<p>亡くなる方が多くなる11月から2月までが火葬場界では繁忙期と言われております。閑散期は特にありませんが、指定管理者において予約の状況により出勤時間の調整を行っています。</p>

<p>令和5年度収支予算書で、売店収入が0円であるのに、待合担当4名において、うち1名分は売店収益からとあるのはなぜか。</p>	<p>指定管理者の更新に当たり、令和3年度に令和4年度から令和8年度までの5年間の収支予算書を作成した時点では、コロナの影響により売店を休止していたため、令和5年度の収入額が0円となっています。</p> <p>令和4年度に予算書を再作成した際には、売店を再開していましたが、収入がどれほどあるのか見込めなかったため、収入額を0円のままにしていますが、開店していれば人件費はかかりますので、待合担当4名のうち1名の人件費分については売店収入をもって充てる予算となっています。</p> <p>なお、コロナ前については、年間240万円程度の売店収入がありました。</p>
<p>待合室の利用について、火葬当日に使用申請があった場合に限り使用許可を行ったというのは、コロナの影響によるものか。</p>	<p>コロナの影響ではなく、火葬場の使用許可申請の時点では、待合室の利用を希望しなかった方が、当日になって利用を希望された場合でも対応することとしています。稀なケースです。</p>